

鳥取市文化芸術活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、規則に定めるもののほか、文化芸術活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市文化芸術振興条例（平成21年鳥取市条例第4号。以下「条例」という。）及び鳥取市文化芸術振興に関する基本方針（平成17年3月8日策定）に基づき、芸術家及び文化芸術団体（以下「芸術家等」という。）が、市内で自ら行う創造的な舞台公演、作品展示、郷土文化の継承など、条例第2条第1号に規定する活動（以下「文化芸術活動」という。）に必要な経費の一部を支援し、自主的な活動の促進を図り、地域に根ざした文化芸術の振興とこころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

2 この要綱において芸術家とは、市内に在住し、かつ、市内に主たる活動拠点を有する文化芸術活動を行う者をいう。

3 この要綱において文化芸術団体とは、文化芸術活動を行う団体で次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市内に主たる事務所又は活動拠点を有すること
- (2) 規約を有し、会計経理又は代表者の氏名及び住所が明らかであること
- (3) 構成員の過半数が市民であること

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄及び第2欄に掲げる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金を交付しない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 寄付を目的とする事業
- (3) 宗教又は政治的団体の普及・宣伝を目的とする事業
- (4) 学校内で組織されるサークル等による事業
- (5) 自らは出演せず、企画・運営のみを行う事業
- (6) 観光、スポーツ、学術振興、地域振興など文化芸術振興以外を主たる目的とする事業
- (7) 市から本補助金以外の補助金を受けて行う事業
- (8) 3,000円を超える入場料を徴収する事業（別表第1欄（6）に掲げる事業を除く。）

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第3欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第4欄に掲げる経費とする。ただし、補助対象経費は、次のいずれかに該当する者への支出を除くものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）又は共催者
- (2) 補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助申請団体」という。）、共催団体又はその構成員（構成員が所属する任意団体を含む）
- (3) 補助申請者又は共催者の同一世帯の家族

2 補助対象経費は交付決定以降に支出したものに限り、ただし、交付決定以前に行われた支出であっても、市長が補助事業の実施に必要なかつ適切であると認めるものについては、補助対象経費として認める。

(本補助金の交付)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表第5欄に定める補助率を乗じて得た額以内で算定し、別表第6欄に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該額と、補助事業に係る経費の総額（以下「事業費」という。）から当該事業に係る収入（協賛金、入場料、その他販売収入、出品料、助成金、本補助金以外の補助金、交付金等）を控除した額とのいずれか少ない額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。

- 2 本補助金の交付は、同一年度につき、別表に掲げる補助事業のうち1件に限るものとする。
- 3 別表第1欄（1）又は（5）に掲げる補助事業については、同一の補助事業区分において、連続して補助金の交付を受けることはできない。ただし、補助事業を中止又は廃止した者については、この限りでない。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請における規則第4条の申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 2 補助申請者又は補助申請団体が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。
- 3 市長は前項による申請を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の省略)

第9条 この要綱に該当する事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届を省略することができる。

(実績報告の時期等)

第10条 本補助金の実績報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除

税額) を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱等の廃止)
- 2 鳥取市文化芸術事業に関する補助金交付要綱(平成18年4月1日制定)、鳥取市地元芸術家活用支援事業補助金交付要綱(令和2年7月21日制定)及び鳥取市民間ギャラリー活用奨励金交付要綱(令和2年7月21日制定)(以下これらを「要綱等」という。)は、廃止する。
- 3 この要綱等の廃止前に、この要綱等の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

別表（第3条、4条、5条、6条関係）

1 補助事業	2 事業の内容	3 補助対象者	4 補助対象経費	5 補助率	6 上限補助額
(1) 公演等開催事業	市民を対象に実施する舞台公演等のイベント及びこれに付随して行われるワークショップ等の開催 ※周年事業を除き定例的に実施するものは対象外。	文化芸術団体	会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、印刷費、広告宣伝費	1/2	200 千円
(2) 大規模公演等開催事業	市民を対象に実施する大規模な舞台公演等のイベント及びこれに付随して行われる作品展又はワークショップ等の開催 ※大規模とは、全国公募を行う作品展や20を超える文化芸術団体が出演する公演等をいう。	文化芸術団体	会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、講師等謝金及び旅費、印刷費、広告宣伝費、消耗品費、役務費、通信運搬費	1/2	500 千円
(3) 作品展示会等開催事業	市内の民間ギャラリーで市民を対象に実施する作品展示及びこれに付随して行われるワークショップの開催 ※民間ギャラリーとは、使用料・手数料を徴収し一定期間スペースを貸し出す常設の展示設備を備えた展示施設をいう。	芸術家	会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、印刷費、広告宣伝費 ※作品制作にかかる費用は対象外。	1/2	100 千円
(4) 郷土文化振興事業	郷土に伝わる文化芸術の普及・啓発・継承又は顕著な功績のあった市民（物故者に限る）等を顕彰するため、市民を対象に実施する作品展示・舞台公演等のイベント及びこれに付随して行われるワークショップ等の開催	文化芸術団体	会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、講師等謝金及び旅費、印刷費、広告宣伝費、消耗品費、役務費、通信運搬費	1/2	250 千円
(5) 技術力向上活動事業	自らの技術力向上のために指導者を招聘して実施する講習会等の開催	文化芸術団体	会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、講師等謝金及び旅費	1/2	150 千円
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの	市長が特に必要と認めるもの	文化芸術団体	会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、講師等謝金及び旅費、印刷費、広告宣伝費、消耗品費、役務費、通信運搬費、その他事業の実施に必要と認められる経費	予算の範囲内で、市長がその都度決定する。	

（注1）会場設営費は、設営に必要な消耗品や警備、受付等に要する経費も補助対象経費に含む。

（注2）印刷費は、プログラム、ポスター、チラシ及びチケット等の印刷に要する経費（チラシ等の送料も含める。）を補助対象経費とする。

（注3）広告宣伝費は、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオ放送、ダイレクトメール（送料も含める。）及び看板製作等の事業周知に要する経費を補助対象経費とする。

（注4）印刷費及び広告宣伝費は掲載する写真等の素材に要する経費は補助対象経費としない。

（注5）食糧費及び交際費は補助対象経費としない。

（注6）来場者へ配布する記念品や景品等に係る経費は補助対象経費としない。

（注7）旅費のうち宿泊費は、補助対象上限額を別に定める。

様式第1号（第7条及び第10条関係）

年度 鳥取市文化芸術活動支援補助金 事業計画（報告）書

1.	事業区分 ※該当する事業に☑してください。	<input type="checkbox"/> (1)公演等開催事業 <input type="checkbox"/> (2)大規模公演等開催事業 <input type="checkbox"/> (3)作品展示会等開催事業 <input type="checkbox"/> (4)郷土文化振興事業 <input type="checkbox"/> (5)技術力向上活動事業 <input type="checkbox"/> (6)市長が特に必要と認めるもの	
2.	事業の名称		
3.	事業の目的及び見込まれる効果		
4.	開催日時		
5.	実施場所		
6.	出演者又は出展者名 出演団体名 講師名 ※補助申請者(団体)を含む	人数： 人 ・ 団体数： 団体	名称：
7.	事業内容		
8.	補助申請者(団体)の要件確認	※芸術家の場合	<input type="checkbox"/> 私は市内に在住し、かつ、市内に主たる活動拠点を有します。
		※文化芸術団体の場合	<input type="checkbox"/> 当団体は、要綱第2条第3項に該当します。 ※団体規約及び構成員名簿を添付すること。
		代表者住所 ※団体の場合	<input type="checkbox"/> 補助申請団体と同じ（記載不要） 〒

9.	補助事業の要件確認	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第2項の事業に該当しません。 <input type="checkbox"/> (※事業(1)・(5)の場合) 昨年度、同一事業の補助金の交付を受けていません。			
10.	補助対象経費の要件確認	<input type="checkbox"/> 補助対象経費に、補助申請者又は共催者、補助申請団体、共催団体又はその構成員（構成員が所属する任意団体を含む）、補助申請者又は共催者の同一世帯の家族への支出は含まれません。			
11.	消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合5%超の公益法人等			
12.	来場者数 (見込・実績) ※事業(5)は記載不要	見込	人	無料	人
				有料	人
		実績	人	無料	人
				有料	人
13.	共催者・共催団体	[<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無] 名称：			
14.	後援	[<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無] 名称：			
15.	協賛	[<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無] 名称：			
16.	入場料の徴収	[<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無] 料金設定：			
17.	販売予定（実績）	[<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無] 円			
18.	他の補助金等活用の有無 ※補助金等は、本補助金以外の補助金、助成金、交付金、協賛金等をいう。	[<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無] ※有の場合は、名称・金額等を記載すること。			
		名称	金	円	TEL
		名称	金	円	TEL
		名称	金	円	TEL
19.	事業の効果 ※報告時に記載してください。	(成果及び課題)			

(注1) 自ら行う広報には、本補助金を財源として実施していることを明記すること（令和〇年度鳥取市文化芸術活動支援補助金助成事業）。また、本事業と関係のない自らの営利目的の内容を掲載した広報は、補助対象外とする。

(注2) 出演者とは、ステージ上に出演する者をいう。舞台演出や作曲家等は含まない。

(注3) 作品を販売する場合は、販売による収益を収入として計上すること。

(注4) 事業報告書には、実施状況を示す写真、ポスター、チラシ、プログラム、広告掲載の写し、新聞記事等を添付すること。

【連絡先】

住所	〒	<input type="checkbox"/> 補助申請者（団体）と同じ（記載不要）
担当者名		<input type="checkbox"/> 補助申請者（団体）と同じ（記載不要）
連絡先	電話： E-mail：	FAX：

年度鳥取市文化芸術活動支援補助金収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備 考
鳥取市補助金				
その他の補助金等				
入場料・出品料・販売収入等				
その他				
自己資金				
収入 合計				

2 支出

（単位：円）

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備 考	
事業費	補助対象経費				
		小 計			
	補助対象外経費				
		小 計			
支出 合計					

（注1）補助対象経費は別表に則って記入し、備考欄に内訳及び金額を記入すること。

（注2）会場設営費は、設営に必要な消耗品や警備、受付等に要する経費も補助対象経費に含む。

（注3）印刷費は、プログラム、ポスター、チラシ及びチケット等の印刷に要する経費（チラシ等の送料も含める。）を補助対象経費とする。

（注4）広告宣伝費は、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオ放送、ダイレクトメール（送料も含める。）及び看板製作等の事業周知に要する経費を補助対象経費とする。

（注5）印刷費及び広告宣伝費は掲載する写真等の素材に要する経費は補助対象経費としない。

（注6）食糧費及び交際費は補助対象経費としない。

（注7）来場者へ配布する記念品や景品等に係る経費は補助対象経費としない。

（注8）旅費のうち宿泊費は、補助対象上限額を別に定める。

（注9）収支決算書には、支出が分かる領収書等証拠書類を添付すること。

（注10）領収書には、宛名・金額・但し書き・発行日・発行者の情報（住所・氏名／事業所名等）の記載があること。

年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

年度鳥取市文化芸術活動支援補助金仕入控除税額確定報告書

鳥取市文化芸術活動支援補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）